

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県人事委員会設置条例		
条 例 番 号	昭和 26 年神奈川県条例第 37 号	法 規 集	第 1 編 第 7 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 7 条第 1 項の規定に基づき、神奈川県人事委員会の設置等について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	地方公務員法第 7 条第 1 項の規定により、都道府県は条例で人事委員会を置くものとしてされており、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	人事委員会は、必要に応じて適宜開催されており、有効に機能している。	過去の開催状況 19 年度 33 回 18 年度 30 回 17 年度 31 回
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	委員全てを非常勤とし、効率的に運営している。	人事委員の人数 3 人 (地方公務員法第 9 条の 2)
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	地方公務員法に基づき、人事委員会について必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方公務員法に基づき、人事委員会の設置を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	特 記 事 項
	次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無 有 無